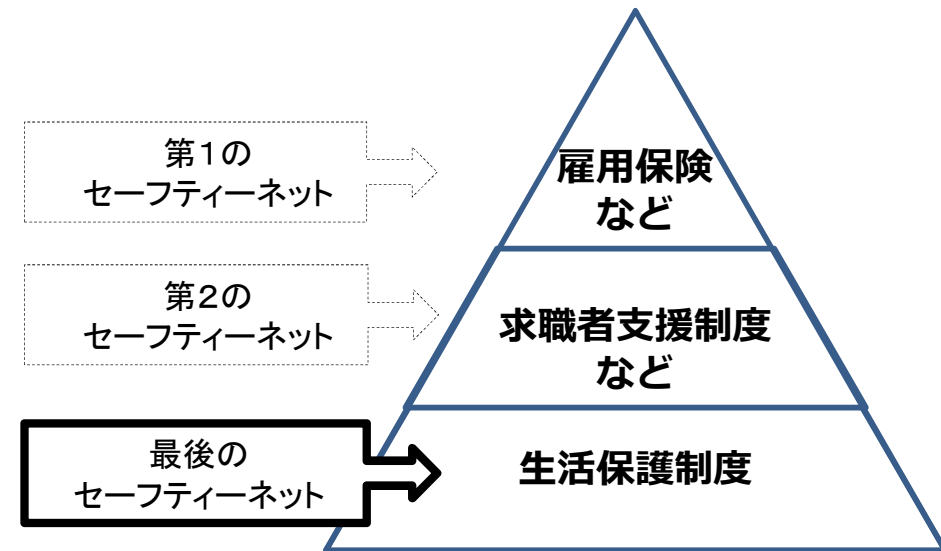


生活保護受給者の就職支援

- 稼働能力のある生活保護受給者の急増に対応し、生活保護受給者等の自立に向けた就労支援を実施
- ハローワークが主体となった就労支援機能を強化するとともに、ハローワークと福祉事務所との連携を強化

※ ハローワークが実施する第2のセーフティーネットである「求職者支援制度」については、P 20～21を参照



○生活保護受給者等就労自立促進事業

福祉事務所にハローワークの常設窓口を設置するなどワンストップ型の支援体制を全国的に整備し、両機関が一体となった就労支援を推進することにより、生活保護受給者を含め広く生活困窮者の就労による自立を促進する。

→ 実績

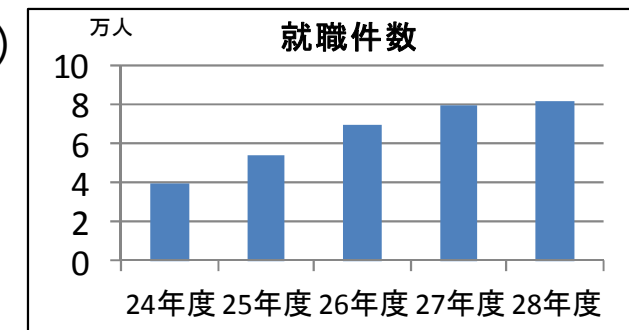
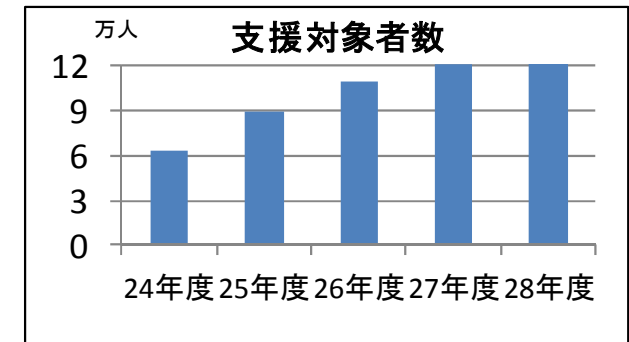
☆支援対象者数

6.4万人（24年度）→ **8.9万人**（25年度）→ **10.9万人**（26年度）
→ **12.1万人**（27年度）→ **12.3万人**（28年度）

☆就職件数

4万人（24年度）→ **5.4万人**（25年度）→ **7万人**（26年度）
→ **8万人**（27年度）→ **8.2万人**（28年度）

* 平成24年度は「福祉から就労」支援事業の実績。



<生活保護受給者の就職支援の具体的事例>

男性（33歳）

直近の状況： 製造業で機械組立作業をしていたが、リーマンショックの影響を受け、仕事が激減し、解雇・失業
資産もなかったことから生活保護受給

① 抱える課題

- 希望職種は、機械組立作業であったが、この職種の求人募集が不足
- 機械組立作業の経験しかなく、自動車運転免許以外の資格・免許がない
- コミュニケーション能力の不足



② 支援内容・ポイント・経過（ハローワークと福祉事務所による「就労支援チーム」で支援を実施）

- ハローワークと福祉事務所の担当者により構成される「就労支援チーム」の面接を受け、本人の抱える課題などを話し合い、就職に結び付けるための就労支援プランを策定
- 担当者制による継続的な職業相談を行い、本人との信頼関係を構築するとともに、コミュニケーション能力を身につけるためのアドバイスを実施
- 比較的就職に結びつきやすく、本人の適性、能力に合う入出庫作業の職種で求職活動をすることを提案
- 入出庫作業に必要なフォークリフト運転資格を取得するようアドバイスし、講習受講後フォークリフト運転資格を取得
- 運送会社の入出庫作業職を職業紹介



③ 結果

- ・ 運送会社の「入出庫作業職」として、正社員採用（月収20万円）
生活保護受給を停止（生活保護受給者からの自立）

※支援期間6カ月

制度の概要

【目的】

- 雇用保険制度は、労働者が失業した場合に、セーフティネットとして、その生活の安定と早期再就職の促進のために、給付を行うもの

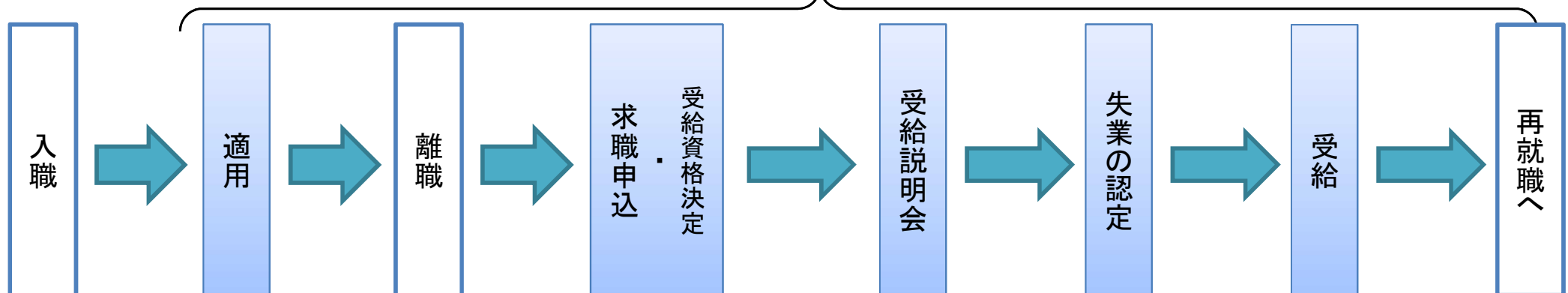
【特徴】

- 雇用保険の保険事故である失業の発生は、個々の企業や労働者の行動だけでなく、我が国経済社会全体の動きからの影響を大きく受ける。このため、**国が全国ネットワークによる強制加入の社会保険制度として実施し、保険集団を大きくしてリスクの分散を図ることにより、事業を安定的に運営**している。
- 保険事故たる失業状態の判断においては、「労働の意思」という、外形的把握が困難な要件について判定する必要があり、**ハローワークでの職業紹介と一体的に運営することにより、支給決定の際に実際の求職活動実績を確認することを通じて適正な支給を確保**している。

※ 先進主要国においても、日本と同様に、雇用保険と職業紹介を一体的に実施。また、実施主体についても、連邦国家であるドイツも含め、全国組織で実施。

<求職者給付の適用・給付手続の流れ>

すべてハローワークが実施



失業等給付の種類

○求職者給付

失業者への給付

○就職促進給付

早期再就職者への給付

○教育訓練給付

自主的教育訓練受講者への給付

○雇用継続給付

育児休業等により雇用を継続する者への給付

失業給付の額

求職者給付 = 基本手当日額 × 給付日数

※ 基本手当日額 : 離職前の賃金をもとに決定

※ 給付日数 : 年齢、被保険者であった期間、離職理由などに応じて 90～360日の間で決定

モデルケース(30歳代の例)

離職前の月額給与が・・・

◆ 40万円の場合	→	失業給付は	約 20万円 (約 50%) /月
◆ 20万円	→		約 14万円 (約 70%) /月
◆ 10万円	→		約 8万円 (約 80%) /月

雇用保険業務の主な実績

☆雇用保険被保険者数

3,950万人 (25年度) → **4,010万人** (26年度)
→ **4,090万人** (27年度) → **4,195万人** (28年度)

※ 22年度から、非正規労働者に対するセーフティネット機能強化のため、雇用保険の適用範囲を拡大
(「6か月以上雇用見込み」→「31日以上雇用見込み」)

☆受給資格決定件数

167万件 (25年度) → **156万件** (26年度)
→ **149万件** (27年度) → **141万人** (28年度)

☆受給者実人員 (年度平均)

53万人 (25年度) → **47万人** (26年度)
→ **44万人** (27年度) → **40万人** (28年度)

